

内閣官房内閣感染症危機管理統括庁 非常勤職員募集要項

1. 採用内容

- (1) 採用予定人数 : 若干名
 - (2) 採用予定日 : 令和7年12月1日以降
- ※ 詳細については、相談の上決定

2. 業務内容

次の感染症危機に備えるため、感染症の発生及び蔓延の初期段階から効果的に対策を講じ、国民の生命及び健康を保護するとともに、国民生活や国民経済への影響が最小となるよう、感染症の発生及び蔓延の防止に関する施策の総合調整等に関する以下のような業務。

- ・ 政府行動計画のフォローアップ等
- ・ 厚生労働省や国立健康危機管理研究機構など関係機関との連絡調整
- ・ 感染症対策に係る訓練や研修の企画立案及び実施
- ・ 初動対処要領の改定など初動業務の企画に関すること
- ・ 各府省、地方自治体、民間事業者との感染症対策（行動計画や訓練等の策定業務）の連絡調整、支援に関すること
- ・ 国際感染症基本戦略に関する連絡調整
- ・ 薬剤耐性対策アクションプランに関する連絡調整
- ・ 感染症対策に関する情報収集、分析及び調査

3. 応募資格

大卒以上の学歴（又は同等以上の学力）を有すること。

なお、以下に該当する者は応募できませんので、予めご了承ください。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法第 38 条の規定により国家公務員となることができない者
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者
その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する正当その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者
(心神耗弱を原因とするもの以外)

4. 応募方法

- (1) 提出書類
 - ① 志望動機（A4用紙1～2枚程度、記載形式自由）
 - ② 履歴書 1通

- ・ 書式自由
 - ・ カラー写真（6ヶ月以内に撮影したもの）貼付
 - ・ 職務経歴（期間、勤務先、職種、詳細な業務内容等）を記載
 - ・ 日中確実に連絡がつく連絡先（電話番号、メールアドレス等）を必ず明記
- ③ 最終学歴を証明できるものの写し（卒業証書等。写しで可。） 1通
- ※ 応募書類は返却いたしません。（責任をもって廃棄致します）
- (2) 書類提出先及び問い合わせ先
- 〒 100-8968
- 東京都千代田区永田町1-6-1
- 内閣感染症危機管理統括庁（中央合同庁舎8号館4階）
- 電話 03-5253-2111（内線：33130、33131） 担当：青木、前川
- (3) 応募締切
- 令和7年10月14（火）18時15分必着 【持参可】

5. 選考方法

選考委員により、以下の方法で選考を行います。

① 1次選考 書類審査

※1 書類審査結果の結果、面接（2次選考）を行うこととなった方には、2次選考の日時・場所を連絡させていただきます。

※2 応募書類到着後、合格者には2週間以内に連絡を致します。当方より連絡がない場合には、1次選考の結果が不合格となりますので、御了承ください。

② 2次選考 面接審査

- ・ 所要20分程度を予定しております。
- ・ 場所は中央合同庁舎8号館内会議室を予定しています。

6. 勤務条件

① 勤務地：東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎8号館

② 勤務時間等：週5日 1日5時間45分

(10:00～12:00、13:30～17:15)

土・日・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は休み

③ 任期：令和8年3月31日まで（応相談）

④ 給与等：一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に

基づき、学歴、就職後の経験年数等を勘案し、常勤職員との権衡を考慮して支給

※ 賞与・昇給はありません。

※ 健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び介護保険については、適用の対象となる場合があります。

※ 年次有給休暇は、6ヶ月後に次の1年間分として、10日付与（全勤務日の8割以上勤務した場合）

7. 留意事項

採用後、当該非常勤職員の現に所属するか、又は、過去２年間に属していた事業者等については、当該非常勤職員が妥当性評価及び助言等行う調達案件には入札できませんので、予めご了承ください。